

**ご利用ください  
法定相続情報証明制度**

土地・建物の所有者が亡くなった場合には、相続をした方が名義を書き換えるため、法務局に「相続の登記」を申請する必要があります。

これまでは、相続の登記や、金融機関の預金払出手続など、各種手続きのたびに、ご自身が相続人であることを証明するため、多くの戸籍謄抄本などが必要でした。

本制度を利用し、登記官による相続人であることの証明書があれば、その証明書が戸籍の束の代わりになり、各種手続きが行いやすくなります。

制度の利用は無料です。で、ぜひご利用ください。 ※詳細はお問い合わせください。

▼名古屋法務局豊橋支局  
☎(0532)54-9278



**寄付**

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼7月6日、株式会社オーテック代表取締役 彦坂彰一様から、金300万円。



**税**

**個人事業税第一期分の納税をお忘れなく**

個人事業税の第一期分の納期限は**8月31日**です

8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストア（納付金額が30万円以下のものに限る）、県税事務所で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は、口座を開設している金融機関で手続きをしてください。

※手続きの時期により、第二期分からの取り扱いとなる場合があります。

▼東三河県税事務所課税第一課  
☎(0532)35-6127  
http://www.pref.aichi.jp/zeimu/

**国民健康保険税の納期と納付方法**

ID1001159

国民健康保険税は7月に決定し、8月中旬に世帯主あてに通知します。世帯主が、他の健康保険に加入しているも、家族



の中でお一人でも国民健康保険に加入していれば、納税義務者は世帯主となります。

普通徴収の方は、4月に通知してある仮算定税額（第一期・第二期分）を差し引いた税額を第3～8期の6回に分けて納めていただきます。

**国民健康保険税の特別徴収**

国民健康保険税の特別徴収（年金からの引き落とし）の対象は、世帯主を含め国民健康保険に加入している方全員が65歳から74歳までの世帯主です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は普通徴収の対象者になります。

- ・今年度中に75歳になる方
- ・滞納がなく口座振替による納付を継続している方で今後も確実な納付が見込める方
- ・年金額が年間18万円未満の方

- ・介護保険料と国民健康保険税を合わせた年金からの引き落とし額が、年金の2分の1を超える方

**延滞金**

国民健康保険税を納期限ま

でに納付されなかったときには、地方税の規定により、納期限の翌日から納付日までの期間に応じ、税額に延滞金が加算されます。 ※詳細はお問い合わせください。

▼保険年金課  
☎23-2149 FAX 23-0180

**国民健康保険税の税率**

区分	医療分	支援金分	介護分
①所得割額 前年の所得に応じて賦課される額	4.9%	1.6%	1.3%
②資産割額 今年度の固定資産税額(土地・家屋分)に応じて賦課される額	29.0%	9.0%	5.0%
③均等割額 加入者1人当たりの額	28,800円	8,400円	7,800円
④平等割額 加入世帯1世帯当たりの額	31,200円	7,200円	6,000円
年税額 ①+②+③+④	賦課限度額 540,000円	190,000円	160,000円